

K&L GATES

農林水産物・食品輸出促進アドバイザー

令和7年度 年次活動報告書

**Naoki Kawada / 川田直樹**

Partner / パートナー弁護士

K&L Gates LLP

10100 Santa Monica Boulevard, 8th Floor

Los Angeles, California 90067

Phone: +1 (310) 552-5005

Email: [Naoki.Kawada@klgates.com](mailto:Naoki.Kawada@klgates.com)

# 目次

1. 事業概要
  2. 2025年5月 Prop 65の概要（食品メーカー向け）
  3. 2025年6月 米国食品表示の概要
  4. 2025年7月 Prop 65：60日通知と初動対応
  5. 2025年8月 第二次トランプ政権下におけるCBPの権限及び執行活動
  6. 2025年9月 Prop 65・予防法務上の留意点
  7. 2025年11月 米国輸入食品に対するトランプ関税
  8. 2026年1月 米国向け輸出食品に関する最新の法規制動向
  9. Prop 65 企業実態調査 結果レポート
  10. Prop 65：60日通知の推移（2025年最新データ）
  11. 2025年注目動向：PFAS執行の急拡大と重要判例
  12. 総括・今後の展望
-

# 1. 事業概要

在ロサンゼルス日本国総領事館は令和7年度、K&L Gates LLPを農林水産物・食品輸出促進アドバイザーとして業務委託し、以下の分野において調査・報告を実施しました。

分野	報告月	報告書タイトル
Prop 65	2025年5月	Prop 65の概要（食品メーカー向け）
食品表示	2025年6月	米国食品表示の概要
Prop 65	2025年7月	Prop 65：60日通知と初動対応
関税・通関	2025年8月	第二次トランプ政権下におけるCBPの権限及び執行活動
Prop 65	2025年9月	Prop 65・予防法務上の留意点
関税・通関	2025年11月	米国輸入食品に対するトランプ関税
法規制全般	2026年1月	米国向け輸出食品に関する最新の法規制動向
Prop 65調査	2025年10～11月	Prop 65 企業実態調査 結果レポート

## 2. Prop 65の概要（食品メーカー向け）〔2025年5月〕

### Proposition 65（正式名称：安全飲料水および有害物質執行法、1986年制定）

- 対象事業者：従業員10名以上の事業者（企業全体の従業員数で判定）。カリフォルニア州外から同州へ製品を供給・販売する日本企業も対象
  - 主な義務：発がん性又は生殖毒性を有する化学物質（約900種。毒性エンドポイント別の掲載件数では1,000超）について消費者に「明確かつ合理的な」警告を提供
  - 罰則：違反1件につき1日あたり最大2,500ドルの民事罰＋原告側弁護士費用
  - 執行：公的執行（州司法長官等）と私的執行（60日通知による民間訴訟）の二本立て
  - 60日通知数：2024年は全体5,398件（うち食品関連1,553件）と増加傾向
  - 最新動向：ショートフォーム警告文で化学物質名の明記が必須化、EC販売への適用も明確化
  - アクリルアミド判決：2025年5月、連邦裁判所が食事由来アクリルアミドの警告に恒久差止め（州が控訴中）
-

### 3. 米国食品表示の概要〔2025年6月〕

FDAは連邦食品・医薬品・化粧品法（FDCA）に基づき、米国内流通食品の表示を規制。

必須表示事項	概要
食品名	法定名称→一般名称→記述的名称の優先順。PDP上の最も目立つ位置に太字で表示
正味量	米国慣用単位とSI単位の併記。PDP下部30%の区画に配置
原材料名	含有量の多い順（重量基準）に列記。9品目の主要アレルゲン表示義務あり
栄養成分表	NFPフォーマットは21 CFR §101.9(d)で規定。1食分はRACCに基づき設定
製造者情報	製造者・包装者・販売者の氏名と所在地。なお、輸入品の原産国表示は主として関税法・CBP規則（19 CFR 134）に基づく

※肉類・家禽等はUSDA/FSIS、酒類はTTBが所管。アレルゲン9品目：牛乳、卵、魚、甲殻類、樹木ナッツ、小麦、ピーナッツ、大豆、ゴマ

## 4. Prop 65 : 60日通知と初動対応〔2025年7月〕

### 60日通知受領時の初動対応フロー

1. 警告要否の一次判定：対象化学物質の特定（OEHHAリスト照合）、曝露量評価、NSRL/MADL比較
2. 形式要件チェック：宛先・送達方法・記載事項・同封書類（A Summary・Certificate of Merit）
3. 積極的抗弁の当てはめ：小規模事業者免除、天然由来、連邦法専占、リスト追加後12か月猶予等
4. 対応方針の検討：争訟対応又は和解交渉（私的和解／同意判決）
5. 和解手段：私的和解（裁判外・早期解決）と同意判決（裁判所承認・包括的最終性）の2種類
6. 実務ステップ：ラベル確認、分析・データ、サプライチェーン調査、販売影響評価、ビジネス判断
7. 専門家起用：弁護士（対外窓口一本化）+ISO/IEC 17025準拠の独立検査機関

※本頁の記載は一般的な情報提供を目的としており、法的助言を構成するものではありません。

---

## 5. CBPの権限及び執行活動〔2025年8月〕

- 相互主義関税：日本15%（2025年8月7日発効）
- Section 232：金属50%、自動車25%
- de minimis免税停止：\$800以下の免税が全面停止
- スタッキング・ルール：重複適用の回避を明確化

	FY 2023	FY 2024	FY 2025(H1)
関税収入	\$92.3B	\$88.1B	\$136.1B
監査件数	435	417	267
押収件数	44,558	48,444	40,778

CBPの法定権限そのものは強化されていないが、大統領令等による課税・監査対象の飛躍的拡大により、既存権限の執行頻度と影響度が大幅に増加。日本産食品は「相互主義関税＋FDA＋UFLPA」の複合リスクに直面。

※判断手順：①HSコード確定→②Sec.232判定→③相互主義関税率→④スタッキング・ルール→⑤de minimis→⑥UFLPA/FSVP→⑦最終税額試算

**【重要追記】2026年2月20日、最高裁がIEEPA関税権限を否定（Learning Resources, Inc. v. Trump）。IEEPA関税は2月24日に全面停止。Section 122に基づく10%暫定関税（150日上限）に移行。上記相互主義関税率は報告時点のもの。**

## 6. Prop 65・予防法務上の留意点〔2025年9月〕

### 1. 対象物質の特定

サプライヤーからのCOA/SDS収集、ISO/IEC 17025準拠の第三者検査機関による分析、加工中生成物質（アクリルアミド等）への留意

### 2. 契約による責任分担

売買契約にProp 65対応の表明保証条項を含め責任範囲を明確化。注文書ベースではなく明示的な契約締結が望ましい

### 3. 警告表示の予防実務

用途別警告文の準備・リーガルチェック、SKUごとの一元管理記録、変更管理SOPの整備

### 4. 保険の活用

GL保険、D&O保険、メディア賠償責任保険の組合せ。保険＋契約＋予防法務の三位一体でリスク管理  
※本頁の記載は一般的な情報提供を目的としており、法的助言を構成するものではありません。

## 7. 米国輸入食品に対するトランプ関税〔2025年11月〕

- 日本産品：一般税率15%未満は一律15%に引上げ（9903.02.73）、15%以上は従来税率のみ（9903.02.72）
- 免除対象：コーヒー・茶・ココア、特定果汁、トロピカルフルーツ、一部牛肉（237 HS+11カテゴリ）
- IEEPA関税の司法審査：CIT差止め→CAFC支持→最高裁2025年11月5日口頭弁論→2026年2月20日判決（6対3でIEEPA関税権限を否定。2月24日にIEEPA関税全面停止。Section 122に基づく10%暫定関税に移行）
- 日本の投資コミットメント：\$550Bの対米投資（半導体、医薬、金属、エネルギー等）

### 日系食品企業への実務的示唆

- HSコード・原産地の再確認
  - 価格設定・契約条件への関税反映
  - サプライチェーンの見直し（迂回輸入リスク回避）
  - コンプライアンス体制の強化（Prop 65、FSVP、UFLPA等）
-

## 8. 最新の法規制動向〔2026年1月〕

法規制	施行日	概要
Product of USA表示	2026年1月1日	食肉等のU.S.-origin claims要件厳格化
MMPA輸入規制	2026年1月1日	海洋哺乳類混獲抑制（日本漁業は比較可能性認定済）
ISPM 15（木材梱包材規制）	2026年1月1日	木材梱包材マーク書式不適合で差止め・再輸出リスク
Lacey Act電子化	2026年1月1日	紙提出不可、ACE/LAWGSでの電子申告が原則化
残留農薬基準改正	2026年1月	ペルメトリン、ピリオフェノン、塩素酸塩の基準新設・改正
VA Baby Food法	2026年1月1日	ベビーフード重金属検査・公開義務（バージニア州）
FSMA 204	2028年7月20日	トレーサビリティ規則の執行開始を2028年7月に後ろ倒し

※CA州法：AB 1830（corn masa flour葉酸強化）、SB 1053（レジ袋規制強化）も2026年1月1日施行

## 9. Prop 65 企業実態調査 結果レポート

調査概要：2025年10月29日～11月20日実施、総回収数92件（在ロサンゼルス日本国総領事館実施）。以下の数値は、Prop 65認知者（有効回答ベース）を分母として算出。

### 主要知見1：高い認知率と対応率

調査対象企業の約80%がProp 65を認知し、74.3%が警告表示の付与等の対応を実施済み。回答企業の多くが、カリフォルニア州での事業上の重要なコンプライアンス課題と認識している。

### 主要知見2：訴訟リスクが最大の契機

対応開始の主因は「訴訟リスクの認識」。警告表示が中心だが、原材料段階の成分見直しに取り組む企業も存在。サプライチェーン全体の管理強化が進展。

### 主要知見3：実務負担の顕在化

事業影響は「限定的」が多数だが、ラベル変更費用、対象化学物質の特定・成分分析費用、社内人件費が主要コスト項目。

---

## 10. Prop 65 : 60日通知の推移 (2025年データ)

年	食品関連	全体
2018年	382	2,368
2019年	413	2,410
2020年	1,328	3,514
2021年	1,046	3,185
2022年	1,174	3,170
2023年	1,110	4,142
2024年	1,553	5,398
2025年	2,275	— (集計中)

### 2025年の主な特徴

- 食品・飲料・サプリメント向け通知が2,275件に急増（前年比+46%）
- サプリメント単独で過去最多の597件を記録
- 鉛・カドミウム等の重金属が食品関連通知の90%超を占める
- PFAS関連通知が271件に急拡大（2023年は数十件規模）
- アクリルアミド関連通知は連邦裁判所差止め判決により実質ゼロに
- BPA関連通知が約60件に再増加（缶詰食品中心）

※出典：California DOJ/OEHHA 60-Day Notice Database、Perkins Coie「Food & CPG Litigation Year in Review 2025」、Keller and Heckman「Prop 65 Pulse」各月報告

# 11. PFAS執行の急拡大と重要判例〔2025年〕

## PFAS（有機フッ素化合物）関連執行の急拡大

- 2025年のPFAS関連60日通知は271件（2023年は数十件）。PFOA・PFOS・PFNAが対象
- 食品分野ではプロテイン製品・食肉製品（牛レバー等）・海産物で通知増加。防水繊維製品でも多数
- OEHHAがPFASのセーフハーバー値を未設定のため、検査機関がppt（兆分の1）レベルで検出可能な現在、通知リスクは継続的に拡大する見込み

## 2025年の重要判例・係争中案件

- CalChamber v. Bonta（アクリルアミド差止め）：連邦地裁が食事由来アクリルアミドの警告義務を修正第1条違反と判断し恒久差止め。州が2025年6月2日控訴。2026年2月3日に調停実施済。第9巡回区控訴審で係属中
- CAG v. Walmart（60日通知の瑕疵）：LA上級裁がCAGの通知を無効と判断（組織内担当者の記載不備）。控訴審（第2区）で係争中。原告側敗訴確定なら私的執行のハードル上昇の可能性
- Roundup/グリホサート最高裁審理（Monsanto v. Durnell）：FIFRAによる州法上のラベルベース不法行為請求の専占が争点。Prop 65事件そのものではないが、州法上の警告義務と連邦規制の衝突に関する先例となり得る

## 12. 総括・今後の展望

### 令和7年度の主要成果

- Prop 65に関する包括的情報提供：概要、60日通知対応、予防法務を体系的に整理し実務ガイダンスを提供
- 米国食品表示規制の解説：FDAの必須表示事項を包括的に整理
- トランプ関税・CBP執行の分析：相互主義関税（日本15%）、de minimis免税停止、CBP執行強化を報告
- 最新法規制動向の報告：MMPA、ISPM 15、残留農薬基準改正等をタイムリーに報告
- 企業実態調査の実施：92社から回答を得てProp 65への認知・対応状況を定量的に把握

### 今後の注目ポイント

- PFAS執行の拡大継続：セーフハーバー値未設定下でpptレベル検出が可能となり、日本産食品（プロテイン製品・食肉製品・海産物等）への通知リスク増大
  - アクリルアミド差止め控訴審・Roundup最高裁判決：Prop 65の強制的警告に対する憲法上の制約が明確化される可能性
  - CAG通知瑕疵控訴審：私的執行の手続的要件が厳格化されれば、日系企業にとって防御の選択肢が拡大
  - トランプ関税の司法審査：最高裁が2026年2月20日にIEEPA関税権限を否定（Learning Resources, Inc. v. Trump）。Section 122暫定関税（10%、150日上限）に移行。IEEPA関税の還付手続が進行中
-

# お問い合わせ先 / 免責

## 農林水産物・食品輸出促進アドバイザー

K&L Gates LLP

担当者：Naoki Kawada / 川田直樹

(Partner / パートナー弁護士)

電話番号：+1(310) 552-5005

メール：Naoki.Kawada@klgates.com

住所：10100 Santa Monica Blvd., 8th Floor,  
Los Angeles, CA 90067

## 在ロサンゼルス日本国総領事館 経済班

担当者：北川領事

Email：keizai@ls.mofa.go.jp

Tel：+1 (213) 617-6700 (内線：206)

免責：本資料は一般的な情報提供を目的として作成されたものであり、特定の事案に対する法律意見・法的助言を構成するものではありません。法令・運用は頻繁に更新されます。実務適用に際しては、最新の制定法・判例法を確認のうえ、専門家にご相談ください。

# 【重要追記】 IEEPA関税 最高裁判決（2026年2月20日）

## 最高裁判決の概要

- Learning Resources, Inc. v. Trump, 607 U.S. \_\_\_\_ (2026) : 最高裁は6対3でIEEPAが大統領に関税賦課権限を付与していないと判示
- 2026年2月24日 : IEEPA関税（相互主義関税、フェンタニル関税等）が全面停止。Section 232・Section 301関税は維持
- 代替措置 : Trade Act Section 122に基づく10%暫定関税を全世界に適用（150日上限、2026年7月24日まで。議会承認で延長可）
- Section 301調査 : 中国、メキシコ、EU等に対し新たな調査を開始。恒久的関税の法的根拠構築を企図
- de minimis免税停止は維持 : IEEPA判決後も\$800以下の免税停止は継続中

## 日系食品企業への実務的影響

- 関税率の変更 : 日本産食品に対するIEEPA相互主義関税（15%）が停止し、Section 122暫定関税（10%）に移行。実効税率は低下
- IEEPA関税還付 : CIT（国際通商裁判所）で還付手続が進行中。1,000件超の訴訟が係属。輸入記録の保全とプロテスト申立てが重要
- 契約条項の見直し : IEEPA前提の「Tariff Event」条項、価格調整条項、Force Majeure条項の再検討が必要
- 今後の見通し : Section 122は150日上限のため、政権はSection 301調査等を通じた恒久的関税への移行を模索。流動的な状況が継続する見込み

※本頁の記載は一般的な情報提供を目的としており、法的助言を構成するものではありません。

---

K&L GATES